（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十四条」に、「第三十二条」を「第三十五条」に改める。

第二条中「特定契約に基づき」を削る。

第三条第三号中「以上」の下に「二千キロワット未満」を加える。

第三条第二十号中「第十五号から第十九号まで」を「第二十三号から前号まで」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第十九号中「第十五号」を「第二十三号」に改め、同号を同条第二十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十七　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換する設備であって、その出力が二万キロワット以上のもの

第三条第十八号中「限る」の下に「。以下同じ」を加え、「第十五号から第十七号まで及び第十九号」を「第二十三号から前号まで及び第二十八号」に、「除く。」を「除く。以下同じ。」であって、その出力が二万キロワット未満のもの」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第十七号を同条第二十五号とし、同条第十六号を同条第二十四号とし、同条第十五号を同条第二十三号とし、同号の前に次の四号を加える。

十九　次に掲げる事項のいずれかに該当する地熱発電設備（蒸気タービン、発電機、復水器及び冷却塔（第二十一号において「地上設備」という。）並びに蒸気井及び還元井の全部を更新するものに限る。次号において「第一種特定地熱発電設備」という。）であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの

イ　電気事業者が維持し、及び運用する電線路であって、既存の地熱発電設備（廃止されることが見込まれるものに限る。）に係るものに電気的に接続することについての当該電気事業者の同意に係るもの

ロ　廃止され、又は廃止されることが見込まれている地熱発電設備（以下この号において「廃止地熱発電設備」という。）から電力系統への送電の用に供することを主たる目的とする設備であって、当該廃止地熱発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行い、又は行った者（以下この号において「廃止地熱発電事業者」という。）が所有し、又は所有していたもの（以下この号において「廃止地熱変電等設備」という。）と新たに電気的に接続し、かつ、当該廃止地熱変電等設備の全部又は大部分を使用するとみなされるもの（当該地熱発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行う者（以下この号において「地熱発電設備に係る承継事業者」という。）が当該廃止地熱発電事業者と同一の者である場合又は資本関係若しくは契約関係（当該地熱発電設備に係る承継事業者が当該地熱発電設備を用いて行う再生可能エネルギー発電事業から生ずる利益の二十パーセント以上を当該廃止地熱発電事業者又はその関係会社（次に掲げるものに限る。）に分配することを約する契約を締結し、又は締結することを予定していることをいう。以下この号において同じ。）にある場合に限る。）

(1)　当該廃止地熱発電事業者の親会社

(2)　当該廃止地熱発電事業者の子会社

(3)　当該廃止地熱発電事業者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該廃止地熱発電事業者並びに(1)及び(2)に掲げる者を除く。）をいう。）

ハ　廃止地熱発電設備が発電に利用し、又は利用していた地熱資源を継続して利用することができる地点に設置するもの（当該地熱発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行う者が、廃止地熱発電事業者と同一の者である場合又は資本関係若しくは契約関係にある場合に限る。）

二十　第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの

二十一　地熱発電設備（地上設備の全部を更新するものであって、かつ蒸気井又は還元井の全部又は一部を継続して使用するものに限る。次号において「第二種特定地熱発電設備」という。）であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの

二十二　第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの

第三条第十四号中「もの」の下に「（第二十号及び第二十二号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同条第十八号とし、同条第十三号中「もの」の下に「（第十九号及び第二十一号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同条第十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

十五　水力発電設備であって、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）

十六　特定水力発電設備であって、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの

第三条第十二号中「三万キロワット」を「五千キロワット」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号中「三万キロワット」を「五千キロワット」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八　次に掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの

イ　電気事業者が維持し、及び運用する電線路であって、既存の風力発電設備（廃止されることが見込まれるものに限る。）に係るものに電気的に接続することについての当該電気事業者の同意に係るもの

ロ　廃止され、又は廃止されることが見込まれている風力発電設備（以下この号において「廃止風力発電設備」という。）から電力系統への送電の用に供することを主たる目的とする設備であって、当該廃止風力発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行い、又は行った者（以下この号において「廃止風力発電事業者」という。）が所有し、又は所有していたもの（以下この号において「廃止風力変電等設備」という。）と新たに電気的に接続し、かつ、当該廃止風力変電等設備の全体又は大部分を使用するとみなされるもの（当該風力発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行う者（以下このロにおいて「風力発電設備に係る承継事業者」という。）が当該廃止風力発電事業者と同一の者である場合又は資本関係若しくは契約関係（当該風力発電設備に係る承継事業者が当該風力発電設備を用いて行う再生可能エネルギー発電事業から生ずる利益の二十パーセント以上を当該廃止風力発電事業者又はその関係会社（次に掲げるものに限る。）に分配することを約する契約を締結し、又は締結することを予定していることをいう。以下この号において同じ。）にある場合に限る。）

(1)　当該廃止風力発電事業者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

(2)　当該廃止風力発電事業者の子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）

(3)　当該廃止風力発電事業者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該廃止風力発電事業者並びに(1)及び(2)に掲げる者を除く。）をいう。）

ハ　廃止風力発電設備が設置され、又は設置されていた場所と同一の場所に新たに設置するもの（当該風力発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行う者が、廃止風力発電事業者と同一の者である場合又は資本関係若しくは契約関係にある場合に限る。）

第三条第六号中「（以下「洋上風力発電設備」という。）」を削り、「以上のもの」の下に「次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号中「次号」の下に「及び第八号」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　太陽光発電設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの